

## 登記事項証明書の注意事項

- ※ 登記事項証明書の名称を届出書の「商号、名称又は氏名」欄に、登記事項証明書の所在地は届出書の「住所」欄に正しく記載すること。
- ※ 登記事項証明書の目的欄に、探偵業務を営むことができる旨の記載があることを確認すること。無い場合には追加変更をすること。
- ※ 登記事項証明書は発行日から概ね3ヶ月以内のものを使用すること。